規則

○個人情報保護委員会規則第一号

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十四日

個人情報保護委員会委員長　丹野美絵子

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に二重傍線を付し又は破線で囲んだ部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） **第六条の二**　法第二十二条の二第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態 二　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 三　不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 四　個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態	［新設］
（個人情報保護委員会への報告） **第六条の三**　個人情報取扱事業者は、法第二十二条の二第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。 一　概要 二　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目 三　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 四　原因	［新設］